個人別明細書の記載例

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※ 種別	※ 整理番号	※

支払を受ける者 住所	※区分	(受給者番号) 999
	伊佐市大口○○△△番地	(個人番号) 123456789012
		(役職名)
		氏名 (フリガナ) イサ タロウ
		伊佐 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 5,556,800円	4,004,800円	1,610,000円	内 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 特定	老人			その他		16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。) 特別		その他	非居住者である親族の数
有	従有		380,000円	人	従人	内 人		従人	1人	従人 1人	内 人		人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 200,000円	120,000円	50,000円	125,000円

(摘要) 前職 ○△有限会社(伊佐市大口○○△△番地) 給与3,132,800円 源泉49,319円
社保39,000円 R6.5.31退職
源泉徴収時所得税減税控除済額17,200円 控除外額102,800円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	180,000円	100,000円	90,000円	360,000円	180,000円

住宅借入金等特別控除の額の内訳								
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	28年 12月 24日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	12,500,000円
住宅借入金等特別控除可能額	125,000円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

(源泉・特別)控除対象配偶者			配偶者の合計所得			
(フリガナ)	イサ ハナコ	区分	315,000円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額 円
氏名	伊佐 花子			基礎控除の額	円	所得金額調整控除額 円
個人番号	234567890123					

控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族			
1	(フリガナ)	イサ イチロウ	区分	1	(フリガナ)	イサ ジロウ	区分
	氏名	伊佐 一郎			氏名	伊佐 次郎	
	個人番号				個人番号		
2	(フリガナ)		区分	2	(フリガナ)		区分
	氏名				氏名		
	個人番号				個人番号		
3	(フリガナ)		区分	3	(フリガナ)		区分
	氏名				氏名		
	個人番号				個人番号		
4	(フリガナ)		区分	4	(フリガナ)		区分
	氏名				氏名		
	個人番号				個人番号		

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
○		6	6	1	昭和	60	2	5

支払者		
	個人番号又は法人番号	9876543210987
	住所(居所)又は所在地	伊佐市菱刈○○△△番地
	氏名又は名称	株式会社 ×× (電話) 0995-××-××××

（市区町村提出用）

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

●受給者番号については、次の事項にご注意ください。
※受給者番号が空白の場合には、本市が任意の番号を充てます。
※受給者番号には、**使用不可文字**があるので、ご注意ください。
詳細については、「別紙1」をご参照ください。

●摘要欄には、次の事項を記載してください。
※普通徴収を希望する場合⇒普通徴収申請書にある略号（A～G）

※前職分を含む場合⇒前職の会社名・支払金額・退職年月日等

※専従者の給与⇒「専従者給与」

※実際に控除した年調減税額（源泉徴収時所得税減税控除済額）及び控除しきれなかった額（控除外額）を記載すること。

※合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」と記載すること。

国税庁ホームページ又は税務署が発行している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等を参照の上、記載してください。
なお、退職者について、支払金額が30万円を超える場合には給与支払報告書の提出が法律で義務付けられていますが、支払金額30万円以下の方の分についてもご提出をお願いします。提出がない場合、税証明の発行や国民健康保険税の算定等に影響が生じる場合があります。